

研究不正防止に関する基本方針

1. 当館は、研究活動における不正行為等を防止することを館運営における最も重要な課題の一つと位置づけ、以下に記載する対応を積極的に実施する。
2. 当館は、公的研究費等の不正使用を含めた研究不正行為等を防止するために、「研究不正行為等防止のための行動規範」（以下「行動規範」という。）に定められた事項に限らず各般に渡る研究体制と環境の構築、整備を行い、これらの取り組みを継続する。
3. 当館は、不正行為等防止計画を定めるとともに、行動規範を周知徹底させることを目的にコンプライアンス教育および研究倫理教育を実施する。
4. 当館は、適切にモニタリング活動等を行い、行動規範及び当館諸規則・規程に反する行為があった場合、適切な調査を実施し、関係機関に報告を行い、厳正な措置を講ずる。
5. 当館は、当館内外からの告発等を受け付ける相談窓口を設置する。
6. 当館は、上に掲げた事項の運用状況を定期的に点検し、速やかに必要な改訂を行う。

以上